

令和4年9月21日開会

令和4年9月21日閉会

第764回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 6 4 回湯川村農業委員会会議録

第 7 6 4 回湯川村農業委員会定例総会を令和 4 年 9 月 2 1 日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	鈴木光雄	2 番	小沼幸子
3 番	齋藤真助	4 番	星正大
5 番	鴻巣重人	6 番	佐藤敬一
7 番	兼子房男	8 番	津村榮喜
9 番	渡部正美	10 番	兼子力
11 番	佐藤孝志	12 番	山口栄子
13 番	武藤喜久子	14 番	中島和裕
15 番	大場忠重		

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（0 人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 6 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

- 議 長 皆さん、おはようございます。JA の買取米の価格が公表になりましたが、昨年よりコシヒカリで前年と比べますと 1,500 円程引上げになっておりますが、備蓄米等が下回っておりますし、米の収量等を考えますと米価の収入は昨年と変わらないと思われま。なかなか厳しい状態が続いているのが現実であります。農家は、補助金や交付金によって生計を立てているのが現状だと思います。
- 議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員から欠席の報告は受けておりません。農地利用最適化推進委員についても欠席の報告は受けておりません。農業委員 8 名中、8 名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第 764 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第 1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。
議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会
議録署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第15号を朗読。続けて3ページを説明。

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移
転です。譲渡人については、[]にお住いの[]さん、譲受人は、
[]さんです。申請地は[]
[]でございまして、合計で3筆、面積は626㎡です。申請内容及び
契約内容であります。設定の時期は許可の日、期間は永年、対価につきまし
ては、両者間で協議した価格であります。土地所有者が[]にお住まいで
あり草が繁茂しており土地所有者に管理について指導していた農地であり処
分したい旨の相談があった農地です。宅地も空き家バンクにも登録されており
宅地、農地すべてを処分したいとの意向でした。委員ご承知の通り、宅地につ
いては、売買で[]が購入されており7月の定例総会で農地の
一部について農地転用をしています。今回3筆を購入し畑として利用したいと
のことです。また耕作および管理について、[]で行うとの
ことです。譲受人の農作業従事状況であります。世帯員は、男性1人、女性
2人であり、農業従事者は2名であります。経営面積は、17,080㎡でござ
いまして、下限面積要件を満たしております。また遊休農地もなく経営農地全
てを耕作しております。また農業用機械も所有しております。申請地の場所
につきましては、4ページに位置図、5ページには、公図を添付しており赤色
で塗られている部分でございまして。申請書及び現地確認等により、本案件は農
地法第3条第2項規定の許可審査基準、第1号から第7号の不許可の項目に、
該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して担当委員からの報告をお願いします。8番委員、
お願いします。

8 番委員 別紙農地法第 3 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

(質疑なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

13 番委員 議案第 15 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。以上です。

議 長 これより、議案第 15 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第 15 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 16 号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、6 ページをお開きください。議案第 16 号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書 6 ページにより朗読。今回の案件は、新規 1 件であります。今回の案件につきましては、今年から全作業を請け負っているため、利用権設定をしたい旨の相談がありましたので、事務局も土地所有者に制度等の説明等を行い今回利用権設定にいたしました。土地所有者が村内の方でなく郵送での返送もありこの時期の設定になりました。

7 ページにより内容を朗読。最後に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えを述べた。

議 長 これより議案第 16 号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

13 番委員 議案第 16 号の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているもので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第 16 号の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 16 号の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のと

おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第764回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第15号 原案のとおり決定

議案第16号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和4年9月21日午前9時27分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年10月18日

湯川村農業委員会

会 長

7番 委 員

8番 委 員